

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年7月3日

【会社名】 株式会社いよぎんホールディングス

【英訳名】 Iyogin Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 三好賢治

【本店の所在の場所】 愛媛県松山市南堀端町1番地

【電話番号】 松山(089)907局1034番

【事務連絡者氏名】 経営企画部長 立花宏司

【最寄りの連絡場所】 愛媛県松山市南堀端町1番地
株式会社いよぎんホールディングス

【電話番号】 松山(089)907局1034番

【事務連絡者氏名】 経営企画部長 立花宏司

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2025年6月27日開催の当社第3期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2025年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

< 会社提案(第1号議案から第4号議案まで) >

第1号議案 定款一部変更の件

「当社の社外取締役の員数を取締役総数の3分の1以上とする規定」、及び「補欠の監査等委員である取締役を選任した場合の当該選任決議が効力を有する期間を2年とする旨の規定」を新設する。

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件

三好賢治、長田浩、仙波宏久の3氏を取締役(監査等委員である取締役を除く。)に選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

田和宏氏を監査等委員である取締役に選任する。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

大熊伸定氏を補欠の監査等委員である取締役に選任する。

< 株主提案(第5号議案から第11号議案まで) >

第5号議案 定款一部変更の件(1)(株主総会議長を社長・会長が交代で担当)

第6号議案 定款一部変更の件(2)(取締役退任時は臨時株主総会を開催し監査等委員である取締役に補充選任)

第7号議案 定款一部変更の件(3)(不祥事の速やかな公表)

第8号議案 定款一部変更の件(4)(「財務・金融監督官庁」からの天下り自粛)

第9号議案 定款一部変更の件(5)(取締役の報酬額を個別に変更)

第10号議案 定款一部変更の件(6)(融資先・大株主企業の社外取締役にBが就任することの禁止)

第11号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)1名解任の件

取締役仙波宏久氏を解任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

株主総会 決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	出席した株主 の議決権の数 (個) (注) 3	賛成率 (%) (注) 4	可決要件	決議結果
第1号議案	2,442,594	3,538	389	2,472,843	98.77%	(注) 2	可決
第2号議案							
三好賢治	2,002,434	443,796	389	2,472,941	80.97%	(注) 1	可決
長田 浩	2,214,838	231,395	389	2,472,944	89.56%	(注) 1	可決
仙波宏久	2,421,395	24,838	389	2,472,944	97.91%	(注) 1	可決
第3号議案	2,442,043	4,352	389	2,473,106	98.74%	(注) 1	可決
第4号議案	2,442,582	3,814	389	2,473,107	98.76%	(注) 1	可決
第5号議案	28,788	2,417,623	408	2,473,141	1.16%	(注) 2	否決
第6号議案	27,296	2,419,116	408	2,473,142	1.10%	(注) 2	否決
第7号議案	38,564	2,407,847	408	2,473,141	1.55%	(注) 2	否決
第8号議案	39,256	2,407,157	408	2,473,143	1.58%	(注) 2	否決
第9号議案	237,211	2,209,217	389	2,473,139	9.59%	(注) 2	否決
第10号議案	28,326	2,418,087	408	2,473,143	1.14%	(注) 2	否決
第11号議案	28,057	2,418,356	408	2,473,143	1.13%	(注) 1	否決

(注) 1 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

3 本株主総会前日までの事前行使分の議決権の数及び当日出席の株主分の議決権の数の合計数であります。

4 出席した株主の議決権の数に対する、本株主総会前日までの事前行使分の賛成の議決権の数及び当日出席株主のうち賛成が確認できた議決権の数の合計数の割合であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会の前日までの事前行使分の議決権の数及び当日出席の一部の株主のうち各議案の賛否に関して確認ができた議決権の数の集計により、第1号議案から第4号議案については、各決議事項の可決要件を満たして決議が成立し、第5号議案から第11号議案については、決議が否決されることが明らかとなったことから、上記賛成、反対及び棄権の各個数には、当日出席株主のうち賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。